

○経済産業省令第七十六号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の三の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十月九日

経済産業大臣 赤澤 亮正

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二の三の規定に基づき貨物を定める省令（令和四年経済産業省令第十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。 （別表第二の三第一号の二イに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれか	第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」という。 （別表第二の三第一号の二イに掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次のいずれか

に該当する物質及びこれらの物質を含む混合物（
第一号から第二百二号までのいずれかに該当する物
質を含む混合物にあつては、第一号から第六十号
までに該当するいずれか一の物質の含有量が全重
量の九〇パーセント以上のもの又は第六十一号か
ら第二百二号までに該当するいずれか一の物質の含
有量が全重量の九五パーセント以上のものに限る
。）とする。

一〇百十五 （略）

百十六 マロノニトリル

百十七 ニークロロベンズアルデヒド

に該当する物質及びこれらの物質を含む混合物（
混合物にあつては、第一号から第六十号までに該
当するいずれかの物質の含有量が全重量の九〇パ
ーセント以上のもの及び第六十一号から第二百二
号までに該当するいずれかの物質の含有量が全重量
の九五パーセント以上のものに限る。）とする。

一〇百十五 （略）

（新設）

（新設）

百十八 二―クロロベンジルアルコール

(新設)

百十九 二―クロロベンジルアミン

(新設)

百二十 一―クロロ二―(ジメトキシメチル)

(新設)

ベンゼン

百二十一 アセトフェノン

(新設)

百二十二 クロロアセチルクロライド

(新設)

百二十三 クロロホルム

(新設)

百二十四 オルト―アミノフェノール

(新設)

第八十九条 輸出令別表第二の三第二号の二(1)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

第八十九条 輸出令別表第二の三第二号の二(1)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇四（略）

五 関税率表第二五・一八項に該当するもの

六（略）

七 関税率表第二五・二〇項に該当するもの

八〇十一（略）

十二 関税率表第二五・三〇項（第二五三〇・九

〇号を除く。）に該当するもの

第九十条 輸出令別表第二の三第二号の二(2)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

、関税率表第二六・〇二項、第二六・一〇項、

第二六・一三項及び第二六・一五項に該当する

一〇四（略）

五 関税率表第二五一八・二〇号に該当するもの

六（略）

七 関税率表第二五二〇・一〇号に該当するもの

八〇十一（略）

十二 関税率表第二五三〇・二〇号に該当するもの

の

第九十条 輸出令別表第二の三第二号の二(2)に掲

げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは

、関税率表第二六・〇二項に該当するものとする

。

ものとする。

第九十一条 輸出令別表第二の三第二号の二(3)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 関税率表第二七・〇七項に該当するもの

三 六 (略)

第九十二条 輸出令別表第二の三第二号の二(4)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第二八〇一・一〇号、第二八・〇二

第九十一条 輸出令別表第二の三第二号の二(3)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 関税率表第二七〇七・三〇号に該当するもの

三 六 (略)

第九十二条 輸出令別表第二の三第二号の二(4)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第二八〇四・一〇号、第二八〇四・

項、第二八〇四・一〇号、第二八〇四・三〇号、第二八〇四・六一号、第二八〇四・七〇号及び第二八〇四・八〇号に該当するもの

二・三（略）

四 関税率表第二八・一四項、第二八一五・一二号、第二八一八・三〇号、第二八一九・九〇号、第二八二〇・一〇号、第二八二一・一〇号及び第二八二五・一〇号に該当するもの

五 関税率表第二八二七・三一号、第二八二七・三二号、第二八二七・三五号、第二八二七・五一号、第二八二八・九〇号、第二八・二九項（

三〇号、第二八〇四・六一号、第二八〇四・七〇号及び第二八〇四・八〇号に該当するもの

二・三（略）

四 関税率表第二八・一四項、第二八一五・一二号、第二八一八・三〇号、第二八一九・九〇号、第二八二〇・一〇号及び第二八二五・一〇号に該当するもの

五 関税率表第二八二七・三一号、第二八二七・三二号、第二八二七・三五号、第二八二七・五一号、第二八二八・九〇号、第二八・二九項（

第二八二九・一九号を除く。）、第二八三二・二〇号、第二八三三・二四号、第二八三三・三〇号、第二八三四・一〇号、第二八三五・三九号、第二八三六・三〇号、第二八三六・五〇号、第二八三九・九〇号、第二八四〇・三〇号、第二八四一・五〇号及び第二八四一・八〇号に該当するもの

六（略）

第九十三条 輸出令別表第二の三第二号の二(5)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

第二八二九・一九号を除く。）、第二八三二・二〇号、第二八三三・二四号、第二八三三・三〇号、第二八三四・一〇号、第二八三六・三〇号、第二八三六・五〇号、第二八三九・九〇号、第二八四〇・三〇号、第二八四一・五〇号及び第二八四一・八〇号に該当するもの

六（略）

第九十三条 輸出令別表第二の三第二号の二(5)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 関税率表第三二・〇三項、第三二〇四・九〇号、第三二・〇五項、第三二〇六・一一号、第三二〇六・四一号及び第三二〇六・四九号に該当するもの

四〇八 (略)

第九十八条 輸出令別表第二の三第二号の二(10)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十一 (略)

十二 関税率表第三九一六・九〇号に該当するもの

一・二 (略)

三 関税率表第三二・〇三項、第三二〇四・九〇号、第三二・〇五項、第三二〇六・四一号及び第三二〇六・四九号に該当するもの

四〇八 (略)

第九十八条 輸出令別表第二の三第二号の二(10)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十一 (略)

(新設)

の

十三～十五 (略)

第百十九条 輸出令別表第二の三第二号の二⁽³¹⁾に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八 (略)

九 関税率表第七三・一三項に該当するもの

十 関税率表第七三・一四項(第七三一四・三九号及び第七三一四・四九号を除く。)に該当するもの

十一 関税率表第七三・一五項(第七三一五・

十二～十四 (略)

第百十九条 輸出令別表第二の三第二号の二⁽³¹⁾に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一～八 (略)

(新設)

九 関税率表第七三一四・一二号に該当するもの

(新設)

一一号、第七三一五・一二号及び第七三一五

・一九号を除く。）に該当するもの

十二、十五（略）

十六 関税率表第七三二六・一一号及び第七三二

六・一九号に該当するもの

第二百二十条 輸出令別表第二の三第二号の二⁽³²⁾に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

のは、関税率表第七四類（第七四・〇一項及び

第七四一九・八〇号を除く。）に該当するもの

とする。

（削る）

十三（略）

（新設）

第二百二十条 輸出令別表第二の三第二号の二⁽³²⁾に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるも

のは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第七四・〇七項、第七四・〇八項及

(削る)

(削る)

第二百二十二条 輸出令別表第二の三第二号の二⁽³⁴⁾

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、関税率表第七六類（第七六〇七・一九号、第七六一五・一〇号及び第七六一六・九九号を除く。）に該当するものとする。

(削る)

び第七四・〇九項に該当するもの

二 関税率表第七四・一一項、第七四・一二項及び第七四・一三項に該当するもの

三 関税率表第七四一五・二一号に該当するもの

第二百二十二条 輸出令別表第二の三第二号の二⁽³⁴⁾

に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 関税率表第七六・〇五項及び第七六・〇六項に該当するもの

(削る)	二 関税率表第七六〇七・二〇号に該当するもの
(削る)	三 関税率表第七六・〇八項及び第七六・〇九項に該当するもの
(削る)	四 関税率表第七六・一〇項に該当するもの
(削る)	五 関税率表第七六・一一項に該当するもの
(削る)	六 関税率表第七六・一二項に該当するもの
(削る)	七 関税率表第七六・一三項に該当するもの
(削る)	八 関税率表第七六一六・一〇号に該当するもの
第二百二十六条 輸出令別表第二の三第二号の二(38)	
に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの	
のは、関税率表第八一・〇一項、第八一・〇二	
のは、関税率表第八一〇一・一〇号、第八一・〇	

項、第八一〇四・三〇号、第八一・〇五項、第八一・〇九項、第八一一・〇〇号、第八一一・二・二一号、第八一一・二・二二号、第八一一・二・四一号及び第八一一・四九号に該当するものとする。

第二百二十七条 輸出令別表第二の三第二号の二⁽³⁹⁾に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第八二〇二・二〇号、第八二〇二・四〇号及び第八二〇二・九一号に該当するもの

二項、第八一〇五・九〇号、第八一・〇九項、第八一一・〇〇号、第八一一・四一号及び第八一一・四九号に該当するものとする。

第二百二十七条 輸出令別表第二の三第二号の二⁽³⁹⁾に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 関税率表第八二〇二・二〇号に該当するもの

二 関税率表第八二〇三・三〇号、第八二〇三・四〇号、第八二・〇四項（第八二〇四・一号を除く。）、第八二〇五・五九号及び第八二・〇七項に該当するもの	二 関税率表第八二〇五・五九号及び第八二・〇七項に該当するもの
三 五（略）	三 五（略）
六 関税率表第八三〇二・二〇号、第八三〇二・三〇号、第八三〇二・五〇号及び第八三〇二・六〇号に該当するもの	六 関税率表第八三〇二・三〇号に該当するもの
七・八（略）	七・八（略）
第二百二十八条 輸出令別表第二の三第二号の二(40)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの	第二百二十八条 輸出令別表第二の三第二号の二(40)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの

は、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

七 関税率表第八四・一一項(第八四一一・八二
号及び第八四一一・九九号を除く。)に該当す
るもの

八・九 (略)

十 関税率表第八四・一四項(第八四一四・二

〇号、第八四一四・三〇号、第八四一四・四

〇号及び第八四一四・八〇号を除く。)に該

当するもの

十一～十七 (略)

は、次に掲げるものとする。

一～六 (略)

七 関税率表第八四・一一項(第八四一一・八一
号、第八四一一・八二号及び第八四一一・九九
号を除く。)に該当するもの

八・九 (略)

十 関税率表第八四一四・一〇号、第八四一四・

五一号、第八四一四・五九号、第八四一四・六

〇号及び第八四一四・九〇号に該当するもの

十一～十七 (略)

十八 関税率表第八四二三・一一号及び第八四二

二・二〇号に該当するもの

十九 関税率表第八四二三・一〇号及び第八四二

三・八九号に該当するもの

二十〇二十六 (略)

二十七 関税率表第八四・三九項(第八四三九

・二〇号及び第八四三九・九九号を除く。)

に該当するもの

二十八〇六十八 (略)

第二百二十九条 輸出令別表第二の三第二号の二(41)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの

十八 関税率表第八四二三・一一号に該当するも

の

十九 関税率表第八四二三・一〇号に該当するも

の

二十〇二十六 (略)

二十七 関税率表第八四三九・一〇号及び第八四

三九・三〇号に該当するもの

二十八〇六十八 (略)

第二百二十九条 輸出令別表第二の三第二号の二(41)に

掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるもの

は、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 関税率表八五・〇八項(第八五〇八・七〇号を除く。)に該当するもの

七〇四十 (略)

第一百三十四条 輸出令別表第二の三第二号の二(46)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

十一 第九〇・一七項(第九〇一七・二〇号及び

第九〇一七・三〇号を除く。)に該当するもの

は、次に掲げるものとする。

一〇五 (略)

六 関税率表第八五・〇八項に該当するもの

七〇四十 (略)

第一百三十四条 輸出令別表第二の三第二号の二(46)に掲げる貨物であつて、経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一〇十 (略)

(新設)

十二・十三 (略)	十一・十二 (略)
十四 関税率表第九〇・二五項に該当するもの	十三 関税率表第九〇二五・一九号及び第九〇二五・九〇号に該当するもの
十五・十六 (略)	十四・十五 (略)
十七 関税率表第九〇・二八項(第九〇二八・一〇号を除く。)に該当するもの	(新設)
十八・二十一 (略)	十六・十九 (略)

附 則

この省令は、令和八年十月十六日から施行する。